資料2

社会保障・税番号制度について

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

個人番号

■ 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、 通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

■ 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用す る仕組み

| 個人番号の利用分野 | | |
|-----------|-----------------|--|
| 社会保障分野 | 年金分野 | 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 |
| | 労働分野 | 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用 |
| | 福祉・医療・ その他分野 | 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用 |
| 税分野 | | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用 |
| 災害対策分野 | | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用</u> |

▶ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で あって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

個人情報保護法

番号利用法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関(個人情報 保護委員会)を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

特定個人情報(マイナンバー)の利用の推進に係る制度改正

- ○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
- ⇒預貯金□座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

背景

- 情報通信技術の進展により、<u>膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代</u>が到来。
- 他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ(グレーゾーン)のために、企業は利活用を躊躇。(例:大手交通系企業のデータ提供)
- また、いわゆる<u>名簿屋問題(例:大手教育出版系企業の個人情報大量流出)により、個人情報の取り扱い</u>について一般国民の懸念も増大。

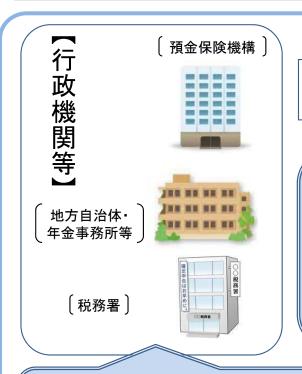
対応

- 個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、**誰の情報か分からないように加工された** 「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化。
- 他方、いわゆる**名簿屋問題対策**として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようにし、また、 **不正に個人情報を提供した場合の罰則**を設け、不正な個人情報の流通を抑止。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。

(注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。



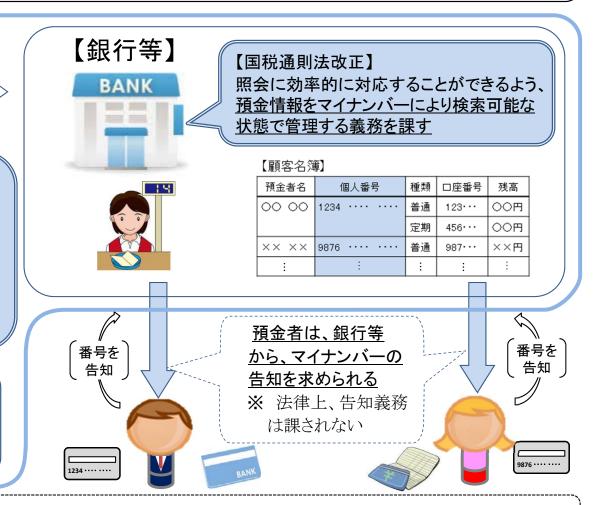
マイナンバー付で 預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・ 預金保険関係法令改正】 マイナンバーが付された 預金情報の提供を求める ことができる旨の照会規 定等を整備

(税務当局は現行法で 照会可能)

【マイナンバー法改正】

<u>預金保険機構を</u>、マイナンバー法における「個人番号利用事務 実施者」として位置付け、<u>マイナンバーの利用を可能とする</u> (社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)



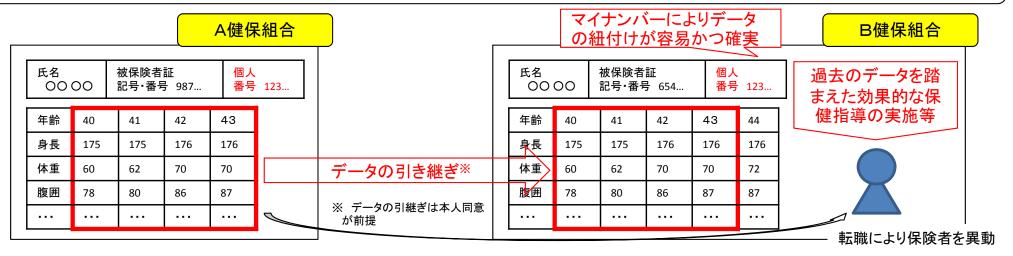
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、<u>必要と認められるとき</u>は、預金口座への<u>付番促進のための所要の措置を</u> 講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向</u>で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

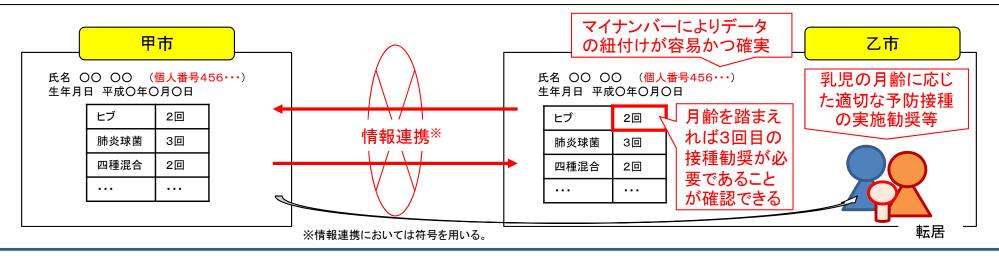
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状 ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理 ・入居申請に必要な添付書類も同一 公営住宅の管理 に関する事務 マイナンバー ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って 事務が非効率化するおそれ

・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は

必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナン バーの利用を可能とする

公営住宅の管理 に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住 宅の管理に関す る事務 _____

マイナンバー

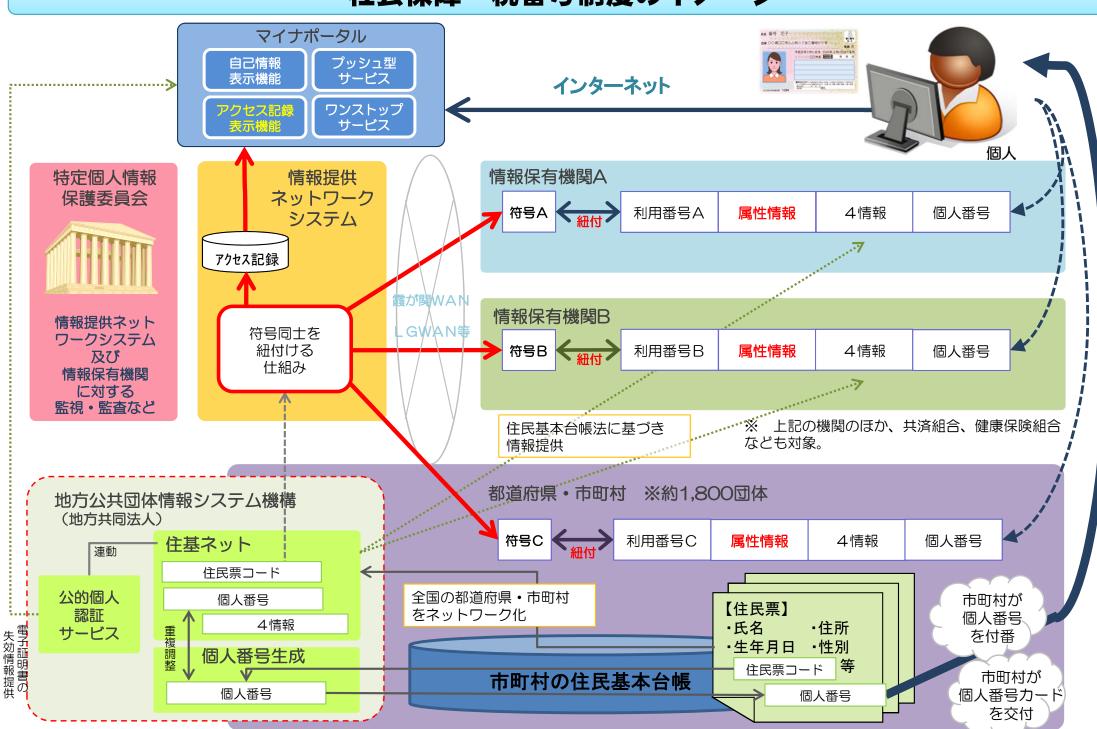
- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバー を利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、 住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

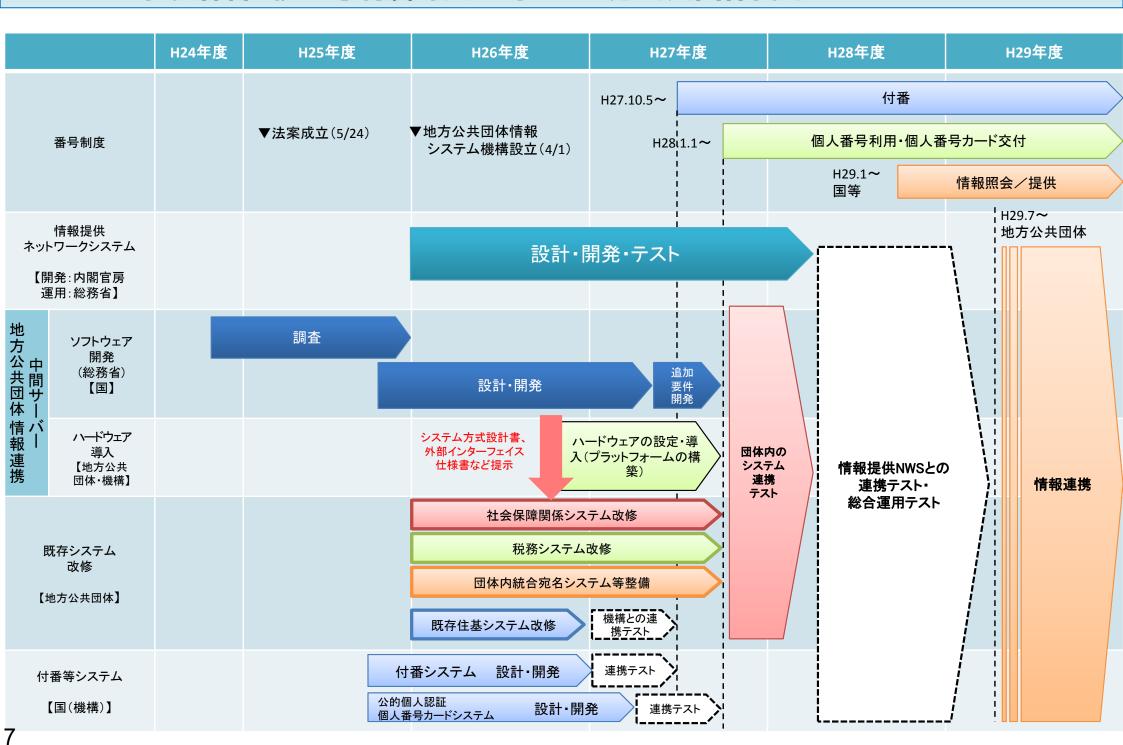
地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。



社会保障・税番号制度のイメージ



社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報が漏えいするのでは ないか?個人情報が悪用され るのではないか? 個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか?

国家が全ての個人情報を一 元的に管理しようとしてい るのではないか? 番号制度はプライバシー権 を侵害する制度ではないの か?

進歩する情報社会への対応

諸外国の問題点を踏まえた制度

広報による番号制度の正しい理解

最高裁合憲判決を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- ▶ 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止(番号法第9条・第19条)
- ▶ 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止(番号法第16条)
- ▶ 番号法が規定しない特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイル (個人番号を含む個人情報ファイル)の作成を禁止(番号法第20条、第28条)
- ▶ システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施 (番号法第26条、第27条)
- ▶ 特定個人情報保護委員会による監視・監督(番号法第50条~第52条)
- > 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務 大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求(番号法第54条)
- ▶ 罰則の強化(番号法第67条~第77条)
- ▶ 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認(番号法附則第6条第5項)等

システム上の安全措置

- ▶ 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- ▶ 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止(番号法第2条第14項)
- ▶ アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- ▶ 個人情報及び通信の暗号化を実施
- ▶ 公的個人認証の活用
- ▶ 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保(番号法第24条)

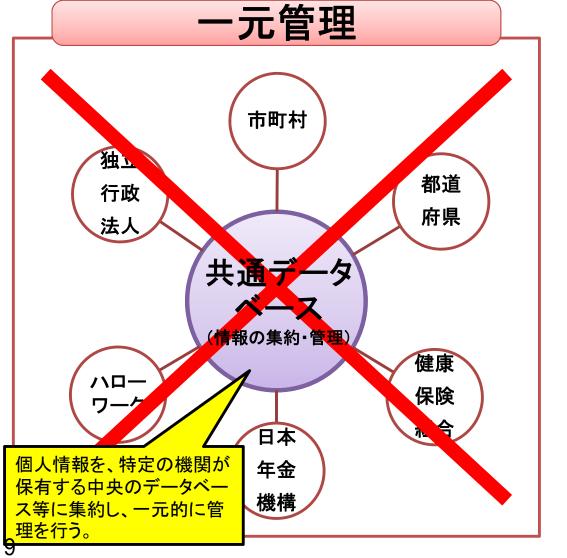
住民基本台帳ネットワークシステム最 高裁合憲判決の趣旨 (最判平成20年3月6日)

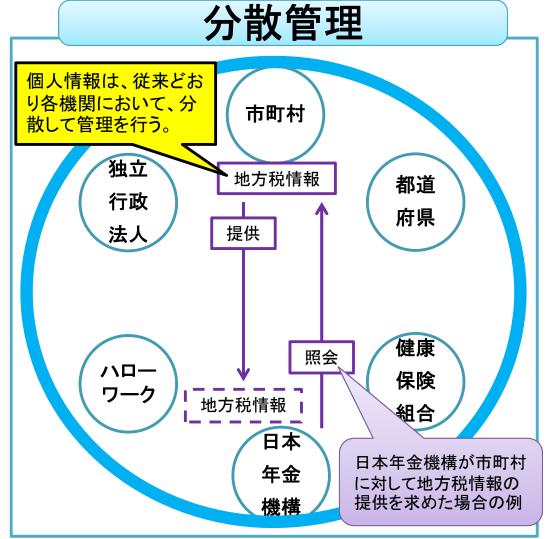
- ①何人も個人に関する情報をみだり に第三者に開示又は公表されない自 由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、 懲戒処分又は刑罰をもって禁止され ていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人 情報の適切な取扱いを担保するため の制度的措置を講じていること

等

個人情報の管理の方法について

- * 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を<mark>特定の機関に集約</mark>し、その集約した 個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。





マイナンバーに関する送付物一式(案)①

「送付される封筒」



おもて面

「まいなんばー つうち」 と点字してあります。



75

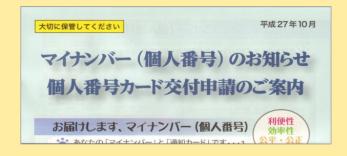
「音声コード」 無料アプリ等でもマイナン バーに関する簡単なご案 内を音声で聞くことができ ます。

マイナンバーに関する送付物一式(案)②

「封入されているもの」



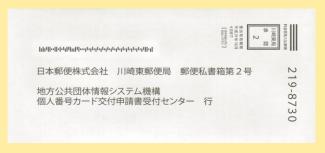
①宛名台紙(お問い合わせ先記載あり)



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



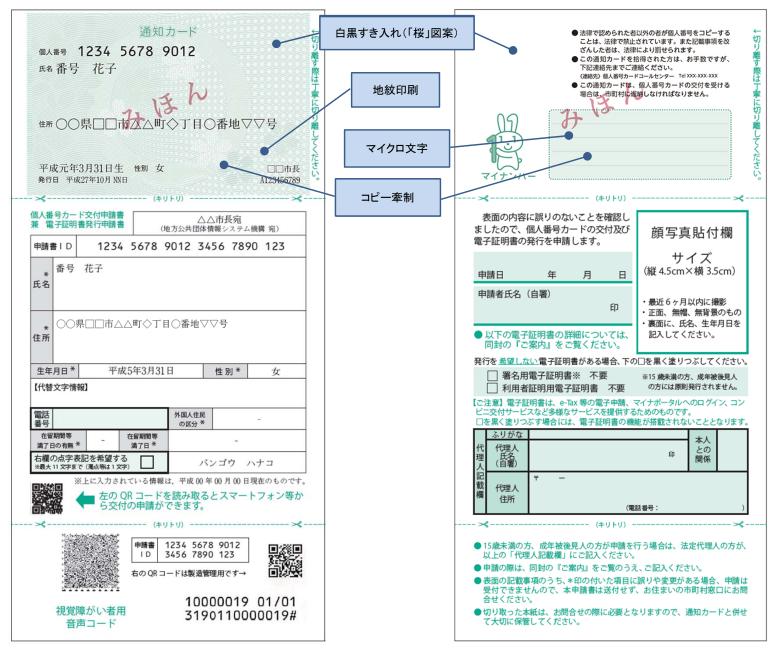
- ② 通知カード
 - +個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
 - +音声コード台紙
 - ※世帯人数分(1通で最大8人まで)



(おもて面)

④個人番号カード申請書の返信封筒

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)



簡易書留による 郵送 (ポストへの投函 ではなく、郵便局 員による手渡し)

【おもて面】

【うら面】

居所情報登録を周知するためのポスター・リーフレット



平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に あなたの「マイナンバー」をお知らせします**

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが 記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で 受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

※申請が必要な方

東日本大震災による被災者で 住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で 住所地以外の居所に移動されている方



登録は

お早めに

一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に 入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) などで入手又はダウンロード頂けます。

コールセンター[全国共通ナビダイヤル] 0570-20-0178

もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください



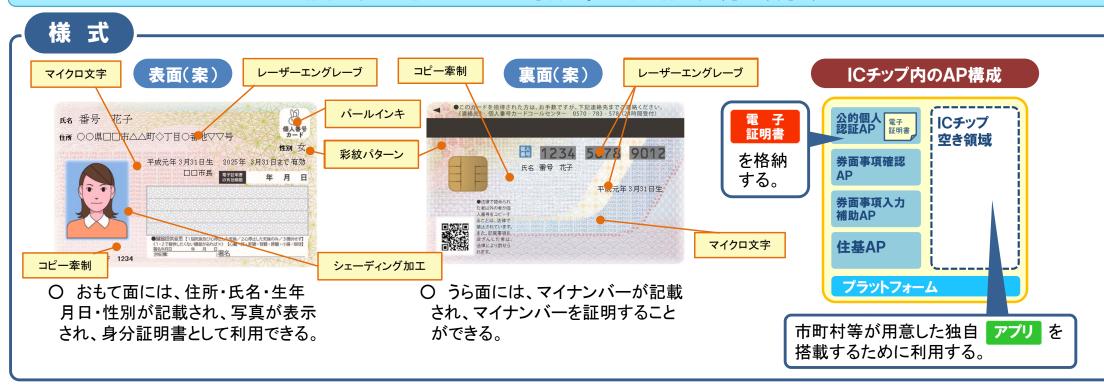


住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします 居所情報登録の申請方法 氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を 申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) 相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。 Step 氏名、住民票の住所、 やむを得ない理由などの情報を記入 <提出書類> □ 申請書 <添付書類> ☑ 申請者の本人確認書類(運転免許証など) ☑ 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など) ☑ 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕 ☑ 代理人の本人確認書類(運転免許証など)(代理人が申請する場合) 上記の書類を添付した申請書を 平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着) 住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。 総務省

【おもて面】

【うら面】

個人番号カードの様式、申請・交付(案)



申請·交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月~12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は 捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。

H28年1月~

各市町村から、交付準備が できた旨の通知書を送付。 市町村窓口へ来庁いただき、 本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式(案)

(表) (裏) 郵便はがき A 1 0 - 0 1 2 3 4 5 A 1 0 - 0 1 2 3 4 5 ■■市長 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書 料金後納郵便 申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に 相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表面記載の交付場 までに来庁してください。なお、暗証番号(下記の~④)を事前に考 えておいてください。また、15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。 〇本通知書 〇通知カード 〇住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) 〇本人確認書類(運転免許証、旅 012012340123456789 券、在智力・ド等のうち!点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、市町村長が適当と認める書類のうち2点(健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載され た各種書類、預金通帳、医療受給者証等))※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様に必要。 〇代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。 ただし同一世帯の 999-9999 朝笑け不要。) ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号 **国答書** 平成 年 月 日 個人番号カード交付申請及び電子記問書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。 本人の住所 本人の氏名 番号 花子 病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される 場合には、以上の書類に加え、〇代理人の本人確認書類 〇ご本人の出頭が困難であることを証する書類 〇代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、その他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自 <u>全が悪名又は記名押印</u>を、代理人に持参させてください。なお、本人暗認書類は、以上の書類と若干異なりますので、通知カード送付時に同封されたご案内等でご確認ください。 - իլիի իսի ներինի իսի անականականական անականական իրկաի 月 日 あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。 裏面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。 ■■市長宛 本人の住所 EΠ 本人の氏名 市区町村名 ■■市 私は 下記の者を代理人として個人番号カードの受領、電子調明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受験の権限を委任しました。 交付場所名 ■■市役所 代理人の住所 交付場所 代理人の氏名 ΕΠ ○○県■■市△△△町◇-◇-◇ 所在地 代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗誦番号を記入のうえ、目隠しシールを暗誦番号部分の上に貼付してください。 電話番号 01-2345-6789 ①署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下) ②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁) 代替文字情報 ×→▲ ○→ ③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁) 電子証明書に使用される文字は、一般 お ション等で表示できる文字に限られます。表示できない ④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁) 文字がある場合は上記の文字に置き換え を申し出てください。)ますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更 詳細は、通知カード送付時に同封されたご案内(7ページ等)をご覧ください。又は、ホームページ(F個人番号カード総合サイト)で授業)をご覧いただくが、個人番号カートコールセンター(05/0-783-5/8)にお問い合わせくださ ○○県■■市△△△町◇-◇-い。 (ホームページURL https://www.kojinbango-card.go.jp) 目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。 (注意)はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に はがす 必要に応じ再利用 委任される場合には、ハガキ裏面の暗証番号記入欄の上に 貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任さ れる方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。 マイナンバー

業や学校等による個人番号カードの一括申請について



従業員や学生等が個人番号カードを取得するメリット◆◆

- 現在発行している社員証·学生証を個人番号カードに一元化 することが可能です。
- ICチップを活用して、個人番号カードに社員向け・学生向けの独自のサービスを搭載することが可能です。
- ICチップを活用して、従業員のマイナンバーの収集が必要な場面で、正確かつ効率的な収集を行うことが可能です。

交付までの業務フロー case

勤務先企業や学校等による

·拓申譜

企業や学校等で申請書*をとりまとめ、 一括して申請を行うことができます。 平成28年1月~

各市区町村から交付準備ができた旨の 通知書が送付されます。 市区町村へ来庁頂き、本人確認のうえ カードを交付します。



出向さー括申請受付 勤務先企業や学校等に市区町村職員が

市区町村と調整のうえ、企業や学校等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い できます。 -括して申請*を受け付けることが

平成28年1月~ 住所地の市区町村から本人限定受取 郵便等でカードを交付します。

企業や学校等が所在する市区町村にまずはご相談ください。 ※号掲載にしいては、case1と回奏です。



【リーフレット(案)】

E

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



個人番号カード(ICチップ)には、プライバン一性の高い 個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり 落としたりしたときに情報が漏れるのではないか心配。

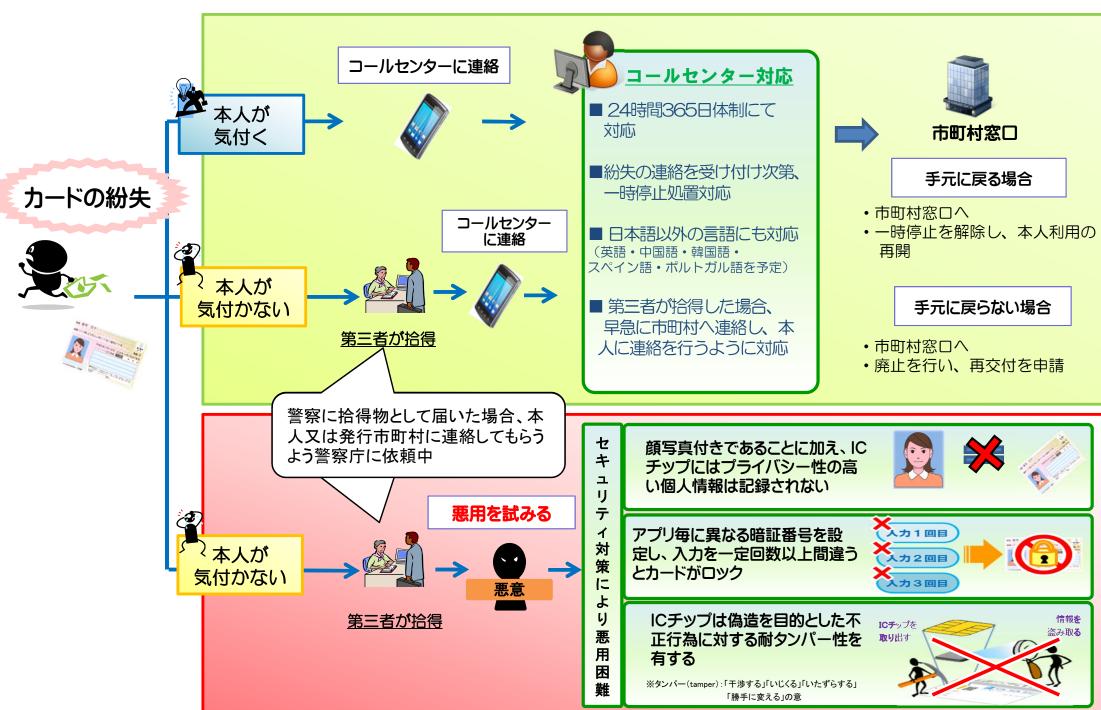


個人番号カード(ICチップ)に、 プライバシー性の高い個人情報は 記録されない。

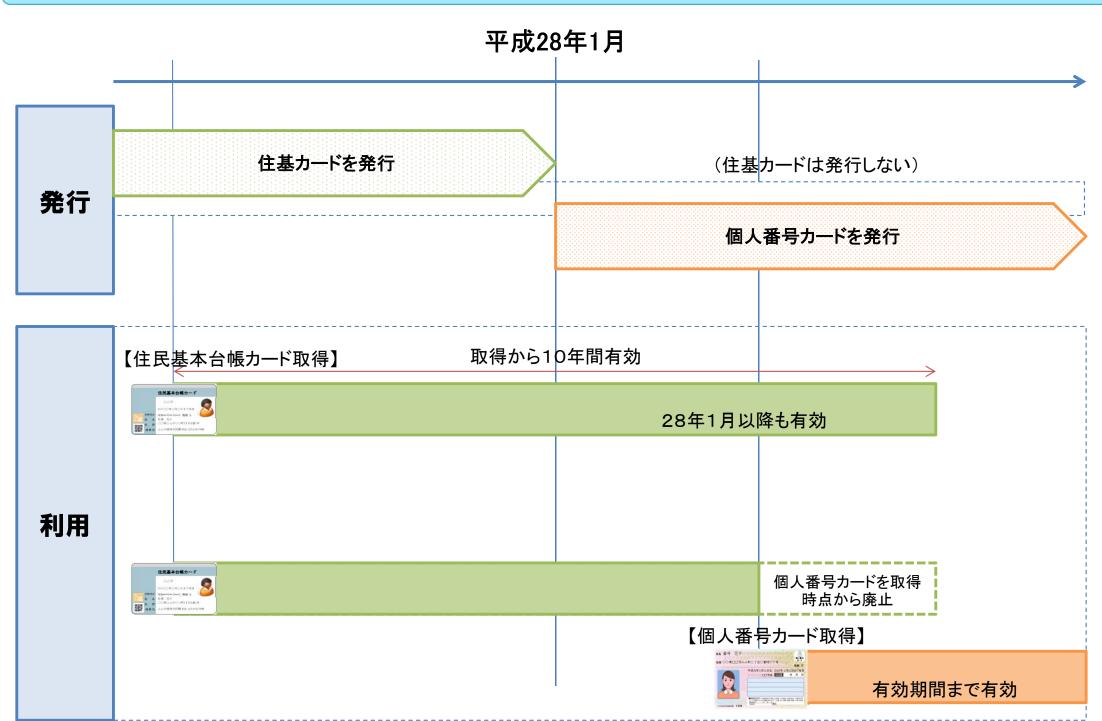
- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定 個人情報は記録されない。



個人番号カードを紛失しても安心!~24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策~



個人番号カードと住基カードとの関係



19

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病 気、年金受給、災害等、多くの場面で 個人番号の提示が必要となる。

○個人番号を証明する書類として 個人番号カードを提示



○所得把握の精度向上 ○公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

〇電子申請(e-Tax等)の利用 〇行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得



- 〇行政の効率化
- 〇手続き漏れによる損失の回避

電 子 証明書

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



提示



様々な場面

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な 場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。

◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面

まで電子が説明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

○インターネットにおける不正アクセスが多発→公的個人認証サービスの民間開放○インターネットへの安全なアクセス手段の提供



「ンラインパンキング等を 安全かつ迅速に利用

> 電 子 証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- ■市町村等~印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- ■国〜健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが 個人番号カードに一元化

またアフ

リたは

まで電子が設備を表現します。

コンビニなどで各種証明書を取得



現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

○コンビニ等において住民票、 印鑑登録証明書などの公的な 証明を取得できる。



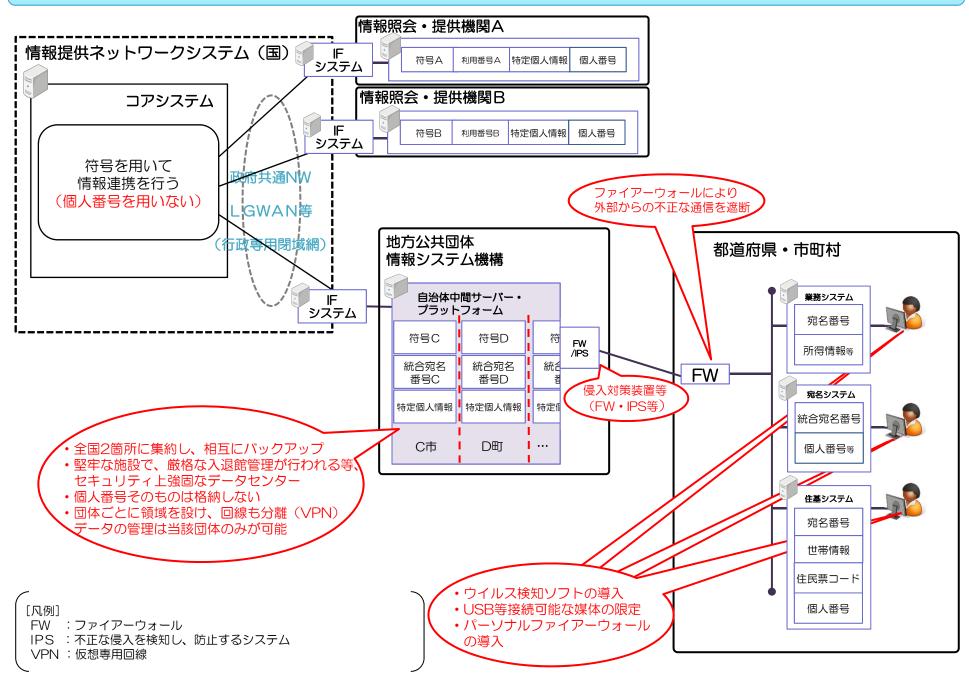
○住民の利便性向上 ○市町村窓口の効率化

アプリ

ま 電子 証明書

20

社会保障・税番号制度に係る地方公共団体の情報セキュリティ対策

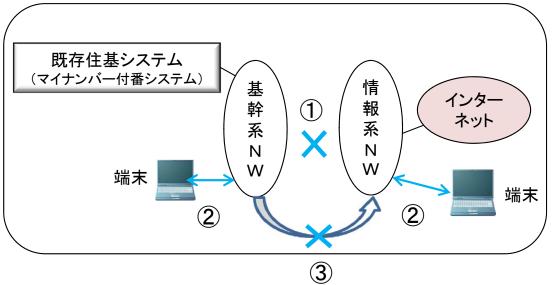


マイナンバー付番に対応する地方公共団体のセキュリティ対策

地方公共団体におけるセキュリティ対策の指示

- ・ 日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、<u>総務省では6月12日付けで各地方公共団体に対し通知を発出し</u>、マイナンバー制度の施行を控えて早急に対応が必要と考えられる「既存住基システム」等における個人情報の標的型攻撃に対する、セキュリティ対策を徹底するよう要請を行ったところ。
 - ※既存住基システム:住民基本台帳の使用に係るシステム(住民票の情報(マイナンバー)を格納)
- 更に、8月7日付けで、上記の対策を地方公共団体が確実に実施するよう再度通知し、対策を強く促したところ。

【地方公共団体における主なセキュリティ対策のイメージ】



- ①既存住基システムとインターネット間では通信不可能な状態にする
- ②既存住基システムとインターネットで利用する端末を分ける
- ③既存住基システムの個人情報は、<u>インターネットで通信できる</u> 端末に移動させない

- ・基幹系NW=既存住基システムに接続されたネットワーク
- ・情報系NW=インターネットに接続されたネットワーク

【参考:日本年金機構の事案】

同機構の職員が業務用ネットワークから情報系ネットワークに個人情報を移動・保管する等の不適切な運用を行ったことにより、<u>回線の分離が事実上無効化され、</u> 個人情報の流出につながった。